

## 新津商工会議所

### 新潟市指定管理者 新津駐車場に関する 平成21年度 管理運営の基本方針並びに事業予算について

#### 1. 管理運営の基本方針

新津商工会議所は新津駐車場の新潟市指定管理者として、新潟市駐車場条例を遵守し、商工会議所法（第6条）「社会一般の福祉の増進に資する」に照らし、公共駐車場としての利便性と安心安全を提供するとともに市街地再生の一助となるよう、次の通り駐車施設の管理運営を行います。

- 一．安全で快適な駐車場の維持管理に努めます。
- 一．きめ細かいサービスと接客に心がけて管理運営します。
- 一．複数のスタッフにより駐車場の維持管理を行い利用者の利便を図ります。
- 一．当所広報活動と新津商店街協同組合連合会の協力により施設利用の促進を図ります。
- 一．無駄を省いた効率的な運営により経費削減に努めます。
- 一．指定管理者として得た収益は商工会議所事業として地域社会へ環流します。

#### 2. 事業予算

##### (収入の部)

(単位：千円、消費税抜き)

	合 計	摘 要
定期駐車利用料収入	14,750	・本町3丁目(5,700)本町4丁目(4,950)日宝町(4,100)
一般駐車利用料収入	9,450	・時間駐車利用収入、駐車利用券収入、泊駐車利用収入
合 計	24,200	

##### (支出の部)

	合 計	摘 要
(管理費)	(6,340)	
管理棟委託費	3,750	・本町3丁目管理棟業務の委託費
維持管理費	2,390	・借地料、駐車場点検費、水道光熱費、修繕費、保険料等
事務費	200	・夜間金庫利用料、消耗品等
人 件 費	480	・窓口業務スタッフ人件費
新潟市納付金	14,773	・新潟市への納付金
合 計	21,593	